

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の取り組みについて

厚生労働省の財政支援により、本市では令和2年度から保険料の減免や傷病手当金の支給等の取り組みを行ってきました。令和5年度については、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へ移行されたことを受け、厚生労働省の財政支援が終了することから、本市においても下記の取り組みを終了します。

1 保険料の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等への保険料を減免しました。

減免実績（令和5年3月末時点）

	減免件数	減免額
令和2年度	309件	56,333,800円
令和3年度	110件	17,950,800円
令和4年度	30件	6,965,400円

2 傷病手当金の支給について

給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができないときに傷病手当金を支給しました。

支給実績（令和5年3月末時点）

	支給件数	支給額
令和2年度	7件	332,339円
令和3年度	27件	1,462,732円
令和4年度	163件	5,274,441円